

第7章

介護保険料の算定

1. 事業費の見込み

(1) 介護給付の見込み

本計画期間における各サービスの介護給付費見込額は、要介護度別に推計した目標事業量（見込み）と介護報酬単価の改定を踏まえた要介護度別のサービス基準単価を乗じ、費用負担の見直しによる影響を加味して次のように推計され、その総額は3年間で約593.8億円となります。

表 介護給付費の推計

単位：千円

項目	令和6年度	令和7年度	令和8年度	令和6～8年度計
(1) 居宅サービス（地域密着型を除く）				
①訪問介護	2,055,342	2,129,999	2,193,495	6,378,836
②訪問入浴介護	68,772	72,549	74,063	215,384
③訪問看護	578,454	597,817	614,974	1,791,245
④訪問リハビリテーション	108,947	112,296	115,456	336,699
⑤居宅療養管理指導	272,819	281,558	289,106	843,483
⑥通所介護	3,070,208	3,165,864	3,241,877	9,477,949
⑦通所リハビリテーション	519,403	534,462	546,241	1,600,106
⑧短期入所生活介護	1,135,345	1,174,918	1,204,023	3,514,286
⑨短期入所療養介護	75,100	79,043	81,035	235,178
⑩福祉用具貸与	601,624	621,451	638,032	1,861,107
⑪特定福祉用具販売	18,621	18,621	19,551	56,793
⑫住宅改修	40,643	42,758	42,758	126,159
⑬特定施設入居者生活介護	377,354	378,003	378,473	1,133,830

単位：千円

項目	令和6年度	令和7年度	令和8年度	令和6～8 年度計
(2) 地域密着型サービス				
①定期巡回・随時対応型訪問介護看護	83,955	105,247	125,464	314,666
②夜間対応型訪問介護	0	0	0	0
③認知症対応型通所介護	66,434	71,663	72,632	210,729
④小規模多機能型居宅介護	188,189	230,268	281,658	700,115
⑤認知症対応型共同生活介護	1,030,684	1,046,921	1,119,400	3,197,005
⑥地域密着型特定施設入居者生活介護	0	0	0	0
⑦地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護	765,084	800,558	834,368	2,400,010
⑧看護小規模多機能型居宅介護	214,683	264,969	326,052	805,704
⑨地域密着型通所介護	634,667	654,247	658,972	1,947,886
⑩複合型サービス（新設）	—	—	—	—
(3) 介護保険施設サービス				
①介護老人福祉施設	3,793,498	3,801,423	3,873,773	11,468,694
②介護老人保健施設	2,519,714	2,522,903	2,522,903	7,565,520
③介護医療院	60,616	60,693	60,693	182,002
(4) 居宅介護支援				
介護給付費計	19,256,320	19,774,356	20,345,582	59,376,258

※算出上、千円未満の端数は四捨五入しているため、合計が合わないことがあります。

(2) 予防給付の見込み

本計画期間における各サービスの予防給付費見込額は、要介護度別に推計した目標事業量（見込み）と介護報酬単価の改定を踏まえた要介護度別のサービス基準単価を乗じ、費用負担の見直しによる影響を加味して次のように推計され、その総額は3年間で約24.1億円となります。

表 予防給付費の推計

単位：千円

項目	令和6年度	令和7年度	令和8年度	令和6～8年度計
(1) 介護予防サービス(地域密着型を除く)				
①介護予防訪問入浴介護	0	0	0	0
②介護予防訪問看護	98,942	100,802	101,858	301,602
③介護予防訪問リハビリテーション	31,866	32,525	32,872	97,263
④介護予防居宅療養管理指導	26,784	27,379	27,838	82,001
⑤介護予防通所リハビリテーション	157,110	160,321	162,507	479,938
⑥介護予防短期入所生活介護	29,470	29,986	30,808	90,264
⑦介護予防短期入所療養介護	784	785	785	2,354
⑧介護予防福祉用具貸与	178,244	181,365	183,598	543,207
⑨特定介護予防福祉用具販売	12,473	12,473	12,473	37,419
⑩介護予防住宅改修	63,563	65,746	65,746	195,055
⑪介護予防特定施設入居者生活介護	16,380	17,541	17,541	51,462
(2) 地域密着型介護予防サービス				
①介護予防認知症対応型通所介護	2,026	2,029	2,029	6,084
②介護予防小規模多機能型居宅介護	7,201	9,924	13,165	30,290
③介護予防認知症対応型共同生活介護	6,633	6,642	6,642	19,917
(3) 介護予防支援	155,795	158,774	160,572	475,141
予防給付費計	787,271	806,292	818,434	2,411,997

※算出上、千円未満の端数は四捨五入しているため、合計が合わないことがあります。

(3) 給付にかかるその他費用の見込み

介護給付費及び予防給付費から派生する費用として「特定入所者介護サービス等費（補足給付費）」、「高額介護サービス費等給付額」などがあり、これらの費用については、下記のとおり推計されます。

上記のその他費用を加えた「標準給付費見込額」の3年間の総額は、約648.3億円になるものと推計されます。

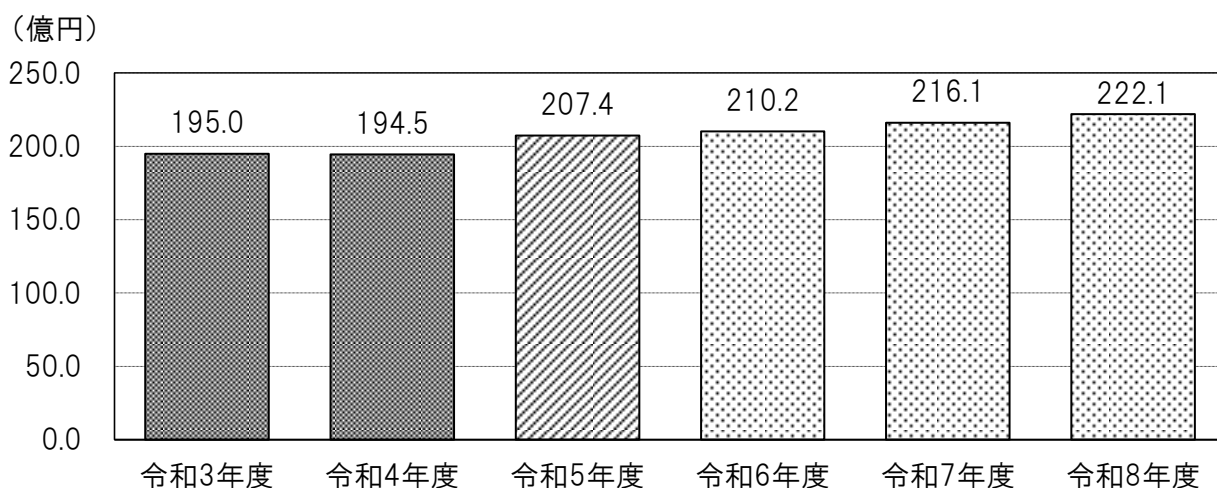
表 標準給付費見込額の推計

単位：千円

	令和6年度	令和7年度	令和8年度	令和6～8 年度計
総給付費	20,043,591	20,580,648	21,164,016	61,788,255
特定入所者介護サービス等費	432,047	453,486	460,621	1,346,154
高額介護サービス費等給付額	464,205	487,240	494,906	1,446,351
高額医療合算介護サービス等費	59,648	62,608	63,593	185,849
算定対象審査支払手数料	20,616	21,639	21,979	64,234
支払件数 (件)	361,680	379,627	385,600	1,126,907
一件あたり単価 (円)	57	57	57	
標準給付費見込額	21,020,107	21,605,621	22,205,115	64,830,843

※算出上、千円未満の端数は四捨五入しているため、合計が合わないことがあります。

図 年度別標準給付費の推移・推計



※令和3年度、令和4年度は決算額、令和5年度は当初予算額、令和6～8年度は推計値。

(4) 地域支援事業費の見込み

地域支援事業は、介護予防・日常生活支援総合事業、包括的支援事業及び任意事業の3事業からなります。介護予防・日常生活支援総合事業費の上限については、事業開始前年度の介護予防訪問介護給付費、介護予防通所介護給付費、介護予防支援給付費、介護予防事業費を合計したものに、75歳以上の高齢者人口の伸びを乗じたものとなります。

一方、包括的支援事業、任意事業費は、基本事業分について、65歳以上の高齢者人口の伸びから上限額を算定し、それに社会保障充実分を加えたものとなります。

本市では、次の割合で地域支援事業費を見込み、3年間の総額は約49.8億円になるものと推計されます。

表 地域支援事業費の推計（見込み）

単位：千円

	令和6年度	令和7年度	令和8年度	令和6～8年度計
地域支援事業費	1,631,891	1,682,150	1,667,518	4,981,559
介護予防・日常生活支援総合事業	1,100,695	1,142,372	1,161,626	3,404,693
包括的支援事業、任意事業	531,196	539,778	505,892	1,576,866
基本事業分	389,013	395,081	359,543	
社会保障充実分	142,183	144,697	146,349	

※算出上、千円未満の端数は四捨五入しているため、合計が合わないことがあります。

(5) 市町村特別給付費の見込み

市町村特別給付は、令和8年度に地域支援事業から移行する「おむつ支援事業」の経費を見込みます。

表 市町村特別給付費の推計（見込み）

単位：千円

	令和6年度	令和7年度	令和8年度	令和6～8年度計
市町村特別給付費			39,601	39,601

2. 保険料（被保険者の負担額）の設定

(1) 保険給付費などの財源

介護保険事業において、介護給付サービス、予防給付サービスにかかる費用は、被保険者が利用するサービスの水準に連動し、保険料に反映されます。

費用負担は、原則として下図のとおりとなります。

図 介護給付サービス、予防給付サービスにかかる費用額の財源構成

費用額						① 利用者 負担
②介護給付費・予防給付費（費用額から利用者負担分を除いた額）						
③保険料 50%		公費 50%				
第1号被保険者 保険料	第2号被保険者保険料 （支払基金から交付）	国		県	市	
23% (⑤)	27% （定率）	調整交付金 5% (④)	20% （定率）	12.5% （定率）	12.5% （定率）	

（施設等給付費の公費部分の財源割合）

国		県	市
調整交付金 5% (④)	15% （定率）	17.5% （定率）	12.5% （定率）

- ① 利用者が所得に応じて費用額の10%、20%または30%を負担します。
- ② 費用額から利用者負担分を除いた額を「給付費」といい、介護保険財政から給付されますが、これについては、50%を被保険者の保険料、50%を公費で負担します。
- ③ 被保険者の保険料のうち、23%を第1号被保険者、27%を第2号被保険者が負担することになります。
- ④ 調整交付金とは、前期高齢者（65～74歳）、後期高齢者（75～84歳、85歳以上）人口の比率や高齢者の所得水準による保険料水準の格差を調整するために、国から交付されるものです。
- ⑤ 第1号被保険者の負担割合は、各保険者の後期高齢者人口の比率や高齢者の所得水準によって調整交付金の率が増減すると、連動して第1号被保険者の負担割合も増減します。

地域支援事業にかかる費用についても保険料に反映されます。

なお、各保険者の判断のもと地域の実状に応じた事業展開が図られるよう、介護予防・日常生活支援総合事業と包括的支援事業及び任意事業でそれぞれ上限が定められています。

なお、費用負担は下図のとおりとなります。

図 地域支援事業の財源構成

介護予防・日常生活支援総合事業

第1号被保険者 保険料	第2号被保険者 保険料	国		県	市
		調整交付金			
23% (①)	27% (定率)	5% (②)	20% (定率)	12.5% (定率)	12.5% (定率)

包括的支援事業、任意事業

第1号被保険者 保険料	国	県	市
23%	38.5%	19.25%	19.25%

- ① 第1号被保険者の負担割合は、各保険者の後期高齢者人口の比率や高齢者の所得水準によって調整交付金の率が増減すると、連動して第1号被保険者の負担割合も増減します。
- ② 調整交付金とは、前期高齢者（65～74歳）、後期高齢者（75～84歳、85歳以上）人口の比率や高齢者の所得水準による保険料水準の格差を調整するために、国から交付されるものです。

市町村特別給付については、全額を第1号被保険者保険料により充当するため、その費用についても保険料に反映されます。

(2) 第1号被保険者の保険料基準額

①保険料基準額の算定

保険料収納必要額は、標準給付費見込額と地域支援事業費の合計に第1号被保険者の負担割合（23％）を乗じた「第1号被保険者負担分相当額」に、調整交付金相当額（標準給付費見込額と介護予防・日常生活支援総合事業費の合計額の5％）と調整交付金見込額（同2.99％～3.23％予定）との差額を加え、介護保険給付費支払準備基金（※）の取崩額を減じて算出しています。

保険料収納率を勘案のうえ、保険料収納必要額を被保険者数（所得段階別加入割合を補正したもの）で除したものが一人あたり保険料基準額であり、月額5,300円となります。

※「介護保険給付費支払準備基金」

保険者の給付費支払いの増減に備えて保険者が設置する基金で、第1号被保険者保険料を積み立てて運営され、3年間の事業計画期間の財政調整を行います。

本計画では、保険料の増加を防ぐため、必要に応じて基金を取り崩します。

表 保険料収納必要額（3年間合計）の算出

単位：千円

	令和6～8年度計
標準給付費見込額＋地域支援事業費	69,812,401
第1号被保険者負担分相当額	16,056,852
調整交付金相当額	3,411,777
調整交付金見込額	△2,137,269
財政安定化基金拠出金見込額	—
財政安定化基金償還金	—
介護保険給付費支払準備基金取崩額	△1,713,478
財政安定化基金取崩による交付額	—
市町村特別給付費等見込額	39,601
保険料収納必要額	15,657,483

※調整交付金相当額と調整交付金見込額との差額は第1号被保険者の負担となります。

※算出上、千円未満の端数は四捨五入しているため、合計が合わないことがあります。

表 保険料基準額の算出

	令和6年度	令和7年度	令和8年度	令和6～8年度
予定保険料収納率	98.0%			
第1号被保険者数	81,024人	81,074人	81,130人	
所得段階別加入割合補正後被保険者数	83,685人	83,734人	83,792人	
保険料基準月額	月 額			5,300円

(3) 所得段階に応じた保険料の設定

第1号被保険者の保険料については、所得に応じて保険料を段階的に設定することにより、低所得者の負担を軽減します。段階設定及び保険料基準額に対する割合については、前計画の11段階から段階を増やし、下記のとおり計15段階の保険料を設定します。

図 所得段階の内訳と保険料基準額に対する割合

所得段階	所得などの条件	基準額に対する割合	保険料月額
第1段階	生活保護を受給している人、または世帯員全員が市民税非課税で老齢福祉年金を受けている人	×0.430	2,279 円
	本人及び世帯員全員が市民税非課税で、本人の課税年金収入額と合計所得金額の合計が年間80万円以下の人		
第2段階	本人及び世帯員全員が市民税非課税で、本人の課税年金収入額と合計所得金額の合計が年間80万円を超え、120万円以下の人	×0.590	3,127 円
第3段階	本人及び世帯員全員が市民税非課税で、第1段階・第2段階対象者以外の人	×0.665	3,524 円
第4段階	本人が市民税非課税、かつ世帯の中に市民税課税者がいる人で、本人の課税年金収入額と合計所得金額の合計が年間80万円以下の人	×0.880	4,664 円
第5段階	本人が市民税非課税、かつ世帯の中に市民税課税者がいる人で、第4段階以外の人	×1.000 (基準額)	5,300 円
第6段階	本人が市民税課税で合計所得金額が年間120万円未満の人	×1.180	6,254 円
第7段階	本人が市民税課税で合計所得金額が年間120万円以上、210万円未満の人	×1.300	6,890 円
第8段階	本人が市民税課税で合計所得金額が年間210万円以上、320万円未満の人	×1.500	7,950 円
第9段階	本人が市民税課税で合計所得金額が年間320万円以上、420万円未満の人	×1.700	9,010 円
第10段階	本人が市民税課税で合計所得金額が年間420万円以上、520万円未満の人	×1.900	10,070 円
第11段階	本人が市民税課税で合計所得金額が年間520万円以上、620万円未満の人	×2.100	11,130 円
第12段階	本人が市民税課税で合計所得金額が年間620万円以上、720万円未満の人	×2.300	12,190 円
第13段階	本人が市民税課税で合計所得金額が年間720万円以上、820万円未満の人	×2.400	12,720 円

所得段階	所得などの条件	基準額に対する割合	保険料月額
第 14 段階	本人が市民税課税で合計所得金額が年間 820 万円以上、1,000 万円未満の人	×2.700	14,310 円
第 15 段階	本人が市民税課税で合計所得金額が年間 1,000 万円以上の人	×2.900	15,370 円

なお、国の政省令などに基づき、一部の段階で保険料基準額に対する割合について、公費負担による軽減を図ります。

(4) 低所得者への配慮

①保険料の多段階設定

従来から実施してきた低所得者層に配慮した多段階設定を継続するとともに、一部の段階に対しては公費負担による軽減措置を行い、より一層、低所得者層の負担の軽減を図ります。

②利用者負担緩和措置の実施

高額介護サービス費などの支給、施設入所やショートステイ利用の際の居住費・食費の軽減、社会福祉法人などによる利用者負担軽減、災害などの場合の利用者負担額と介護保険料の減免、生活保護との境界層の場合の負担軽減などについては、国の指針に基づいて継続して実施していきます。

③貸付制度の実施

介護サービスの自己負担金や償還払サービス費の支払いが一時的に困難な高齢者に対する貸付制度を継続し、必要な資金の貸付けを行います。